

小林製薬 紅麹に係る連絡会議

日時 令和6年3月28日(木)
午後3時から午後3時15分

場所 第3応接室(県庁本庁舎3階)

出席 知事、生活環境部、福祉保健部、
商工労働部、倉吉保健所、米子保健所、
鳥取市保健所、消費生活センター

会議内容

- 1 紅麴を含む食品の自主回収及び食品健康被害の発生状況について
- 2 国及び鳥取県の対応状況について
- 3 県民への注意喚起について

小林製薬 紅麴を含む食品への対応経緯

3月22日(金)

- ・大阪市から厚生労働省へ情報共有。小林製薬が自主回収を開始。
- ・消費者庁及び厚生労働省で小林製薬と面談。
- ・健康被害情報が収集されるよう、厚生労働省から自治体宛事務連絡発出。

3月25日(月)

- ・国から公益社団法人日本医師会に健康被害情報の収集等の協力依頼

3月26日(火)

- ・小林製薬からのプレスリリース(第3報、死亡事例)
- ・国は小林製薬からヒアリング。
- ・小林製薬の3製品について、国は食品衛生法第6条第2号に該当するものとして判断し、大阪市に対して廃棄命令等を行うようよう通知を発出。

3月27日(水)

- ・紅麴使用製品への対応に関する関係省庁連絡会議
(厚生労働省、消費者庁、国税庁、農林水産省)
- ・大阪市が回収命令の行政処分

3月28日(木)

- ・国は、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会を開催

厚生労働大臣発言

厚生労働大臣の会見発言（3月26日15時33分頃）

○会見時点での対応

3月22日（金）に、厚生労働省に、大阪市を通じて小林製薬の製品により健康被害が生じた可能性があるという第1報があり、同日に厚生労働省と消費者庁で小林製薬に対して速やかに情報提供するように指示するとともに、厚生労働省から全国の自治体に対して健康被害情報を収集するように指示した。

○今後の対応

- ①食品衛生法の対応を判断するために、小林製薬に対して厚生労働省の担当者が同社の対応状況についてヒアリングを実施。
- ②小林製薬の製品のほか、同社製の原材料を使用している関連製品についての対応を判断するために、今週中を目途に薬事・食品衛生審議会の調査会を開催し、事案の状況と対応の必要性を審議。

小林製薬 紅麹商品の状況

1 小林製薬が公表している健康被害情報

- ・死亡者 4名
- ・入院患者等 106名

(健康被害の症状)

尿の泡立ち・混濁、倦怠感、腹痛、腰痛、食欲不振、腎機能数値の異常等

2 回収の状況

○回収命令(大阪市による行政処分) 3商品

- ①紅麹コレステヘルプ45粒15日分・90粒30日分・60粒20日分
- ②ナイシヘルプ+コレステロール
- ③ナットウキナーゼさらさら粒GOLD

○自主回収

- ・小林製薬が回収対象とした紅麹原料として販売している取引先52社に対して、個別に連絡して回収等の措置を要請したことを公表。52社の詳細は非公表。
- ・小林製薬 紅麹に関連する自主回収対象食品等を掲載
(47事業者・96商品:3/28 10時30分時点)

3 原因究明と因果関係

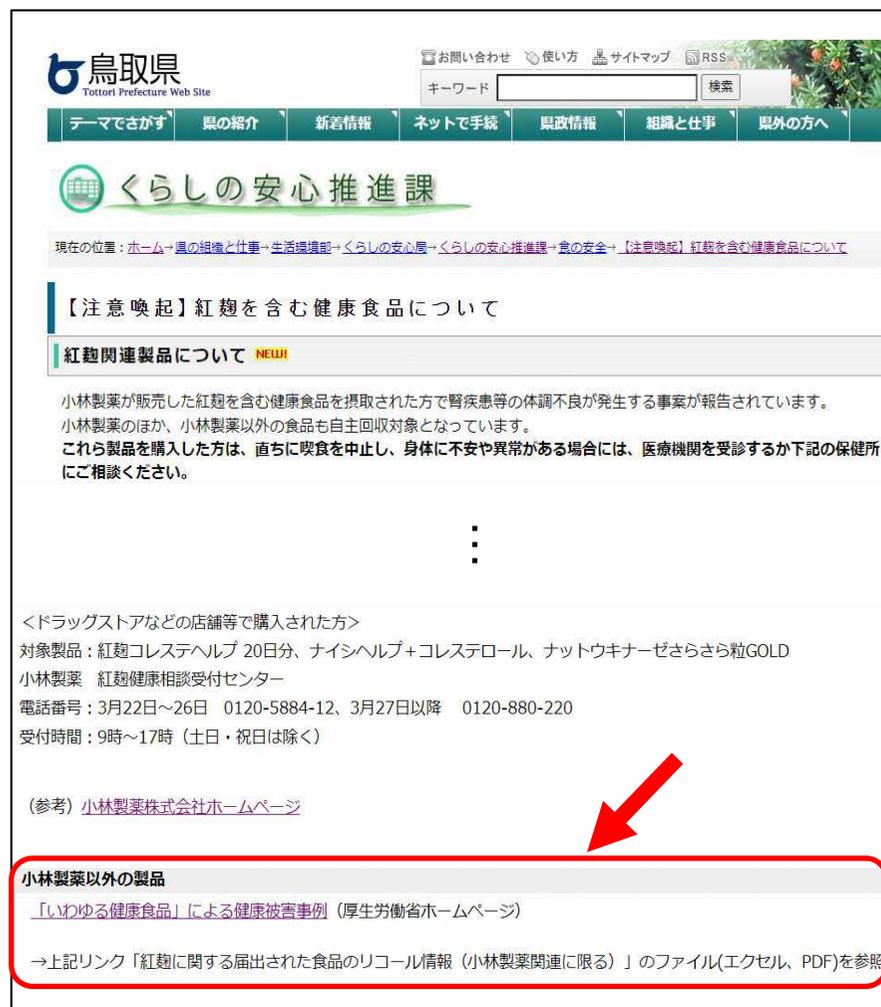
- ・健康被害の原因は不明。引き続き、事業者が調査を実施中
- ・厚生労働省は、事業者から提出されるデータ等に基づき必要な措置を検討する。

県の対応状況

- 各保健所に相談窓口を設置(3月27日～)
- 専用ホームページの開設(3月27日～)
- 県内の主なドラッグストアは店頭から該当商品を撤去していること等を確認済(3月27日までに)
- 鳥取県食品衛生協会及び商工関係団体を通じて、各事業者に対して、回収対象食品の取扱いを確認のうえ、該当がある場合は取扱いを中止して、回収への協力を行うよう依頼する。

回収対象食品の確認方法

1 県の専用ホームページから、「いわゆる健康食品」による健康被害事例(厚生労働省ホームページ)をクリック



鳥取県 Tottori Prefecture Web Site

お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

キーワード 検索

テーマでさがす 県の紹介 新着情報 ネットで手続き 県政情報 組織と仕事 県外の方へ

くらしの安心推進課

現在の位置: ホーム > 県の組織と仕事 > 生活環境部 > くらしの安心課 > くらしの安心推進課 > 食の安全 > 【注意喚起】紅麹を含む健康食品について

【注意喚起】紅麹を含む健康食品について

紅麹関連製品について **NEW!**

小林製薬が販売した紅麹を含む健康食品を摂取された方で腎疾患等の体調不良が発生する事案が報告されています。小林製薬のほか、小林製薬以外の食品も自主回収対象となっています。これら製品を購入した方は、直ちに喫食を中止し、身体に不安や異常がある場合には、医療機関を受診するか下記の保健所にご相談ください。

⋮

<ドラッグストアなどの店舗等で購入された方>
対象製品: 紅麹コレステヘルプ 20日分、ナイシヘルプ+コレステロール、ナトゥキナーゼさらさら粒GOLD
小林製薬 紅麹健康相談受付センター
電話番号: 3月22日~26日 0120-5884-12、3月27日以降 0120-880-220
受付時間: 9時~17時 (土日・祝日は除く)

(参考) [小林製薬株式会社ホームページ](#)

小林製薬以外の製品

[「いわゆる健康食品」による健康被害事例 \(厚生労働省ホームページ\)](#)

→上記リンク「紅麹に関する届出された食品のリコール情報 (小林製薬関連に限る)」のファイル(エクセル、PDF)を参照

2 厚生労働省ホームページから、紅麹に関する届出された食品のリコール情報(小林製薬関連に限る)のファイル(エクセル、PDF)を参照



厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 「健康食品」のホームページ > 健康被害情報

健康被害情報

「いわゆる健康食品」による健康被害事例

都道府県等から報告を受けた健康被害事例のうち、医薬品成分が検出されたもの以外の事例については、「いわゆる健康食品」による事例として取扱います。

病気等により身体に不安を抱えている方は、健康食品を摂取する場合は事前に摂取の可否等について医療機関に相談してください。

⋮

[紅麹に関する届出された食品のリコール情報 \(小林製薬関連に限る\) \[67KB\]](#)
⇒ [PDF版はこちら \[1.3MB\]](#)

[PDF 紅麹使用製品への対応に関する関係省庁連絡会議 \(第1回\) \(令和6年3月27日\) \[2.7MB\]](#)

[薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会及び指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ \(ハイブリッド会議: 非公開\) の合同開催について](#)

相談窓口

倉吉保健所

0858-23-3117

(夜間休日は転送)

米子保健所

0859-31-9321

(夜間休日は応答メッセージにて番号を案内)

鳥取市保健所

0857-30-8552

(夜間休日は応答メッセージにて番号を案内)

消費生活センター

0859-34-2648

消費者ホットライン (局番なし188)

県民の皆様へ

- 1 小林製薬の紅麴製品のほか、自主回収対象となっている食品をお持ちの方は、**喫食を中止してください。**
- 2 県ホームページ等を通じて、回収対象食品の**最新情報の確認をお願いします。**
- 3 身体に不安や異常がある場合は、
医療機関又は保健所へご相談をお願いします。

事業者の皆様へ

- 1 回収対象食品の取扱いを確認のうえ、該当がある場合は取扱いを中止してください。
- 2 回収対象食品があった場合は、回収を行っている事業者等の指示に従い、返品等を行ってください。